平成２１年（フ）第５３号
青森県八戸市白銀２丁目４番地25　沢井アパート７号室、前住所青森県八戸市大字鮫町字忍町11番地
債務者　川﨑　泰子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第４９２号
埼玉県越谷市東越谷６丁目113番地エルメホール越谷－１－301
債務者　手塚　五郎
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６３７号
埼玉県春日部市備後東７丁目４番14号
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６５０号
埼玉県越谷市大字平方1880番地12
債務者　千葉　宣子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６６５号
埼玉県草加市原町３丁目10番６号　原町Ｔコーポ101号
債務者　大和田美乃里（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６７２号
埼玉県春日部市内牧5033番地11グリーンパーク春日部４番館104号
債務者　小中敬子郎
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４４２号
岡山県倉敷市真備町川辺2049番地13
債務者　藤山　孝治
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４６９号
群馬県高崎市足門町1722番地７
債務者　勅使川原奈穂子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第６４号
新潟県上越市浦川原区横川688番地１
債務者　星野　勝則
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第９７号
長野県長野市大字鶴賀1787番地３　千草202、申立時の住所新潟県妙高市大字坂口新田485番地子
債務者　後藤　久代
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１３３号
新潟県上越市稲田３丁目９番11号
債務者　渡部　典子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１４１号
新潟県上越市頸城区西福島154番地
債務者　横尾　義三
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第５７７号
静岡県三島市長伏100番地の25
債務者　佐藤　良雄
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５８４号
静岡県沼津市沼北町２丁目16番10号
債務者　鈴木　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６００号
愛知県一宮市八幡５丁目１番87―106号　県営一宮八幡住宅
債務者　北嶋　一枝
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１２６号
京都府亀岡市大井町並河１丁目11番１―107号
債務者　加藤　久美（旧姓人見）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
京都府南丹市八木町室橋西垣内49番地
債務者　松本　徳芳
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
静岡県富士宮市舟久保町26番地の２　雇用促進住宅２号棟102号、前住所静岡県富士市柳島19番地の１、前々住所静岡県富士市入山瀬２丁目１番28号、前々々住所愛知県岡崎市小針町松山32―１、前々々々住所北海道千歳市清流４丁目６番12号
債務者　圓館　哲治
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部